



研究

英國道路交通法〔三〕

増田 甲子七

雜 規 定

第二十八條（所有者の承諾を得ず若は權限無くして自動車
を持去るは犯罪たるべきこと）（註）

一 自動車所有者の同意を得ることなく若は其の他の正當
なる權限無くして自動車を持去り且運轉し去りたる者は

a 略式裁判に依り三箇月以下の禁固若は五十磅以下の罰
金に處せらるべし

b 起訴に基く裁判に依り十二箇月以下の禁固若は百磅以
下の罰金に處せられ若は兩者を併科せらるべし。

但し本條に基く略式裁判に於て裁判所が、若は本條に

依る起訴に基く裁判の陪審官が、被告に於て自己が權
限を有するものと正當に信じて若は當時の狀況に鑑み

自動車の所有者は若し同意を要求せば自己に同意を與
ふべしと正當に信じて行動したりと認めたるときは、

當該被告は處罰せらるゝこと無し

二 自動車竊盜に關する起訴に基く裁判に於て陪審官が、

被告は自動車竊盜としては罪科無きも本條に基く犯罪に
付罪科ありとの意見なるときは、陪審官は被告を本條に

基く犯罪に付罪科あるものと決定するを得べく、被告は之に基て處罰せらるべし

三 警察官は本條に基く犯罪を犯し若は犯さんとしつゝありと嫌疑せらるゝ理由ある者に就ては其の何人たるを問はず逮捕狀無くして之を逮捕することを得

註 本條は他人の自動車を其の同意を得ることなく其の他正當な權限無くして勝手に運轉した場合の處罰規定であつて、其の第二項に依て明かな様に自動車竊盜に關する處罰規定ではないが、自動車竊盜罪の舉證の出來ない場合に本條違反として處罰する事もあり得やうし、他人の自動車の無斷惡戯乘を取締ることと依て自動車竊盜を未然に防止するの效果はあらう

第二十九條(運搬せられんとして自動車に侵入する者及自動車を弄ぶ者に對する制限)

一 正當の權限若は理由なくして牽引せられ若は運搬せらるゝ目的を以て運轉中の自動車若は被牽引車を把持し若は之に侵入せる者は、一回の違反に對しては五磅以下の罰金二回以上の違反に對しては十磅以下の罰金に處せらるべし

二 自動車が道路又は地方當局の設備せる駐車場に在ると

き、正當なる權限若は理由なくして車輛中に侵入し又は制動機若は其の他の機械を弄びたる者は處罰せらるべし

註 第一項に依てトラツクの後部に飛乗することや若は只乗することや、自轉車乘の自動車に捉つて進行すること等は取締を受けるし、第二項に依て正當な權限若は理由無き者の停車若は駐車中の自動車内に侵入することや、車内に立入らないでも制動機その他の機械を玩弄することは禁止せられたのであつて兩項共に交通保安上必要な規定である

第三十條(規則)(註一)

一 大臣は、本法本章に基き規則を制定し得る事項に關し且本法本章に基き規定し得る事項を規定する爲に、且一般に道路に於ける自動車竝被牽引車の用法、構造、裝置、自動車及被牽引車の使用せらるべき條件に關し、其の他本法、本章の規定を施行する爲に、規則を制定することを得而て特に左記事項に關し規則を制定することを得但し前掲諸條項の通則に違反することを得ず

a 自動車被牽引車竝戰貨の幅、高及長、自動車及被牽

引車の車輪の直徑、自動車及被牽引車の輪帶の幅、性質並條件

b 煤烟の消盡。竝肉眼にて見得る蒸氣、火花、灰、粗粉の放散(註二)

c 車輛の構造若は狀態又は載貨に因る過度の騒音 (註三)

d 重機關車及重自動車の自重の最大限度。自動車及被牽引車の荷重を含む重量の最大限度。各種の自動車若は被牽引車に依り又は道路に接觸する自動車若は被牽引車の一部分に依り道路若は道路の特定面積に傳達せらるる重量の最大限度及重量測定を要求し得る條件

e 自動車及被牽引車に表示すべき事項(註四)

f 自動車に依る車輛の牽引

g 制動機の數並性質。制動機消音装置並操向装置を有效ならしめ且其の機能を確認ならしめ置くべきこと。

道路、若は車輛の現在する構内の所有者の承諾あるときは右構内に於て、制動機消音装置若は操向装置を試

驗し且検査し得る權限を、規則に依り職權ある者に與ふること

h 自動車の接近を信號し、若は自動車の運轉者に後方より他の車輛の接近し來れることを知るを得せしめ、若は自動車の速力又は方向を變更したること並斯る變速装置並操向装置を使用したことを知らしむる爲に供ふべき装置。並右装置を有效ならしめ且其の機能を確認ならしめ置くべきこと

i 免許證並特に免許證の記録に關する事項。英國の住民に非ざる者に對する免許の下付に付特別の便宜を與ふべきこと並之等の者に對し本法第五條の規定の適用を免除すべきこと(註五)免許の細目に關する免許當局相互間に於ける照會。免許の所持並取得に關する資格を剝奪せられたる者又は免許を停止せられたる者は警察の便宜の爲免許證に裏書せられたる者に關し細目を定むること。一人にて一箇より多き免許を有することの防止(註六)並免許證所有者の同一認識を容易ならしむる

こと並免許證を喪失若は毀損せる場合に於て一志以下に於て所定の額を支拂へる者に對する新免許證の交付を規定すること

異種類の自動車に付ては異なる規則を設けることを得又同種類の自動車に在りては状態の異なる自動車に付異れる規則を設けることを得

二 本法本章に於ては規則(Regulation)なる語は本條に基きて定められたる規則を謂ふものとす

註一 本條は要するに大臣に於て本法本章の委任した事項に就て委任命令を制定し且本法本章の全條文對する施行命令を制定し得る事を規定したものであるが、其の内委任命令に就ては本條以外の條文に於て個々の委任をしたもの、外道路に於ける自動車並被牽引車の用法構造装置及自動車並被牽引車の使用せらるべき條件に關して規則を定め得ること、し更にaよりiに至る事項に就き特に規則を制定し得る事を明かにしてゐる。本條に規定してある命令への委任事項は自動車に對する交通安全上重要な事項のみであつて法律は斯る重要事項を自ら規定せず、之を命令に譲つた理であるが、社會の需要に應じて時々變改する事を要する之等事項を改廢の比較的容易な命令に譲つた事

は時宜に適したものと謂ひ得やう。本條を受けた委任命令たる交通大臣の規則中の主要なものは、一九三一年一月十日附交通省令自動車構造並用法規則(The Motor Vehicle Construction and Use Regulations)及同年五月二十九日附交通省令自動車構造並用法臨時改正規則(The Motor Vehicles Construction and Use Amendment(Provisional Regulations))であつて參考に資すべきものが多いと思はれるから追て紹介する事とし度い

註二 火花、灰、粗粉等の放散は多くの場合石炭を燃料とする路面汽車の機關車に就て有り得る事項である。

註三 本號は自動車の構造若は状態或は自動車の積荷に原因する騒音の取締に就て規則を制定すべき旨の規定であつて此の規定に基て一九三一年一月十日附交通省令自動車構造並用法規則第六十九條以下に騒音取締規則が設けられた。騒音取締の必要は近時頗る社會に於て論議さるゝ處であるから參考の爲左に之が該當條文の全部を掲げる

第六十九條(過度の騒音) 直接若は間接に左記事項の結果として過度の騒音を發する自動車若は被牽引車を道路に於て使用し若は使用せしむべからず

a 自動車、自動車に依り牽引せらるゝ被牽引車又は自動車被牽引車の部分若は附屬品に於ける缺陷(設計若は構造の缺陷

を含む)修繕の不足若は誤れる調整若は

b 自動車若は被牽引車の載貨の誤れる荷造若は調整
但本規則に基く

i 訴訟を起すに至れる騒音若は騒音の繼續が一時的若は偶發的原因に基けるものにして且自動車所有者若は運転者に於て相當なる注意を用ふるも之を防止するを得ざりし事を證明し、若は

ii 運轉者若は自動車の所有者に非ざる自動車管理者に對する訴訟の場合に於て、自動車若は被牽引車の設計若は構造の缺陷又は自動車若は被牽車を適當なる状態若は適當なる修理状態若は調整状態に置く義務ある者若は自動車被牽引車の載貨を適當に荷造し且調整する義務ある者の怠慢に基きて騒音を發したること、並運轉者若は自動車管理者に於て相當なる注意を用ふるも之を防止するを得ざりしことを證明するは、

有效なる抗辯となるものとす。

第七十條 何人と雖、運轉者に於て相當の注意を用ふることに依り避くことを得べき過度の騒音を發する如き方法に依り道路に於て自動車を使用すべからず

第七十一條(停車中は機關の回轉を停止せしむべきこと) 自動

車の運轉者は交通の必要上停車せしめらるゝ場合を除き停車中は騒音を防止する爲必要な限度に於て、自動車に附屬せる機械若は自動車の一部を成す機械の回轉を停止すべし

但し自動車に附屬せる機械若は自動車の一部を成す機械に缺陷若は狂ひを生じ之を試験し若は回轉することを必要とする場合又は自動車の機關を何等かの從屬目的の爲使用することを必要とする場合に於て、本條は、之等機械を試験し若は回轉することを妨ぐるものに非ず

第七十三條 自動車は道路に於て停車し居れる場合に於ては何人と雖安全の爲必要な場合の外警報を與ふる爲に設けられたる器械を使用し若は使用することを許容すべからず

騒音取締規則は以上四箇條であるが、其の中第六十九條及第七十三條に就ては一九二九年自動車過度騒音取締規則に同一趣旨を規定せられて居た處であつて、即ち前者は(a)自動車若は被牽引車の缺陷若は修繕不足調整方法の誤謬又は(b)積荷の荷造方法の缺點若は積荷の調整方法の誤謬に基く騒音を取締る規定であり、其の但書に該當する事實を證明すると本條に基く責任を免れ得る後者、即ち第七十五條は停車中に安全の爲必要な場合以外に音響器を鳴し若は鳴すことを許容することの禁止規定である

今度新に加へられた第七十條は自動車使用の際に過度の騒音を發することを禁じ相當の注意を用ひて之を防止すべきことを命じたものであつて、第六十九條と異り自動車そのものよりも之を使用する人に重點を置いて自動車運轉者に對し自動車運轉に際して騒音を發せざる様注意すべき義務を負擔せしめたものである。此の規定に依て音響器を必要のない場合に或は必要の限度を越へて無暗に鳴すとか消音装置を開放する事は出来ない事となつたのであるが唯規定は稍抽象に失してゐる憾を免れぬ法律ではなく省令たる規則であるからもつと詳細に規定してもよかつたらうと思はれる。本條の存在に依り騒音取締は其の實績を擧ぐるを得る事となるであらう。

第七十一條も新な規定であつて、停車中機關の回轉を停止する義務を規定したものであつて之に依り停車中エンジンを通廻りさせると云ふ様な現象も無くなり騒音防止上裨益する處が尠くないであらう。

註四 茲に表示とは自動車の自重若は當該自動車に許されてゐる最、高速、*等*を自動車に表示する事を謂ふ。

註五 外國人に對して免許を下附するに當り特別の便宜を與ふべき事を豫想してゐるのは注目すべきである。

註六 我國現行内務省令自動車取締令に於ては一人にて二個以

上の運轉手免許證を有する事は積極的に禁止してゐない。數府縣に於て免許證の下附を受けると云ふ様な事にもなれば、或府縣の行つた就業停止の處分も實效を收め得ない結果となるし其の他種々の弊害を醸成する素因となる事に鑑みれば、速かに此種積極法規を設くる必要があらうと思はれる。

第三十一條、自動車に適用ある車輛に關する一般法規自動車若は被牽引車は一般の公法たる^とと地方法法たる^とを問はず、法律並法律に基く規則若は細則に於ては之を車 (Carriage) と看做す。而て自動車若は被牽引車が特定種類の車として使用せらるゝ場合に在りては右特定種類の車に關する法令に於ては之を右特定種類の車と看做す(註)

註 Carriage は普通馬車の稱呼であるが此處では馬車と謂ふのは當らないので車と譯して見た。自動車並被牽引車と雖車の分類から離れたものでなく車に適用ある法規は總て之等にも適用があると云ふ趣旨である。

第三十二條(北愛蘭運轉者免許に關する規定)(註)若し大臣が北愛蘭の法規に於て自動車運轉の免許下附に關し適當なる規定の制定せられたることを確證したるときは、右

免許證の所有者は本法本章の規定に基く免許の所有者に非ざるに拘らず、當該免許證に於て運轉することを許容せられ且本法に基きて運轉する資格を剝奪せられたるに非ざる種類の自動車(Great Britain)に於て運轉し若は運轉するが爲に雇傭せらるゝことを得

但し運轉者は本法本章に基きて交付を受けたる免許證と同様に、右免許證を提出するの義務を負ひ且本法本章に基きて交付したる免許證の提出に關する本法本章の規定は右運轉者に適用あるものとす

二 右免許證の所有者は、裁判所の有罪判決又は命令に依り本法本章の規定に基きて運轉者免許證の所持若は取得の資格を剝奪せられたるときは其の所持する免許證を裁判所の指定する期限内に裁判所に提出するを要し、裁判所は免許證の提出ありたるときは之を大臣に進達するを要す

免許證の所有者が前項の期限内に免許證の提出を怠りたるときは處罰せらるべし

三 右免許證所有者が處罰せられたる場合に於て、裁判所が若し免許所有者にして本法本章に基く免許證の所有者たるときは判決の詳細を免許證に裏書すべきことを命令すべかりしときは、裁判所は斯の如き命令を發する代りに大臣に對し判決の詳細を報告すべし

註 言ふ迄もなく北愛蘭六州は愛蘭南部二十六洲より成る。自由國と離れ、蘇格蘭、英蘭及ウェールズより成る英本國(Great Britain)に屬し自治權を有してゐるのである。本法は北愛蘭に適用せられないが北愛蘭に於ける法規に基て自動車運轉者の免許を受けた者が英本國に於て自動車運轉し得る事竝其の際の取締を規定したものであつて、我國内地に於ても朝鮮、臺灣、關東州、樺太等に於て自動車運轉者免許を受けた者に對する便宜供與規定は考慮すべきものと思ふ。

第三十三條(保留條項)

一 本法本章の規定は、何人たるを問はず公私の妨害となすべき構造を有し若は用法に於ける自動車を使用することを認むるものに非ず、尙本法本章の規定は斯くの如き自動車を使用する運轉者若は所有者の制定法若は普通法

上の責任に影響するものに非ず

二 大臣の制定する規則中の制限に従ふ場合の外自動車を運轉してメナイ橋(Menai Bridge)に乘入れ若は之を通過すべからず、本條に違反したる者は處罰せらるべし。

三 一八六二年テムス河堤防條例(Thames Embankment Act)第四十一條の規定は牽引自動車、重自動車、輕自動車、自動自轉車若は傷病者用自動車に適用せらるゝことなし、但し右の外本法本章の規定は右條文の規定に影響することなし

註 メナイ橋(Menai Bridge)とはウェールズの西北部とアングルシイ(Anglesy)島とを連絡する橋梁を謂ふ。

第三十四條(蘇格蘭に對する適用)

本法本章の規定は左の修正の下に之を蘇格蘭に適用す

a カウンティー、ボロウ(County Borough)なる語は警察の目的の爲に確定若は決定せられたる地域内に最近の國勢調査に依る人口五千人以上を包含する都市を謂ふものとす

b 第五條第五項は「略式裁判所に訴ふ」なる字句に「利益を害せられたる者の住所を所轄する知事に訴ふ」なる字句を代ふる事に依り效力を有するものとす

c 「道路其の他の場所に於て車輛の管理中酌訂せる廉に因る一九〇三年蘇格蘭免許法第七十條に基く責任」なる字句は「道路若は其他公共の場所に於て車輛の管理中酌訂せる罪に關する一八七二年免許法第十二條の規定に基く責任」なる字句に代るべきものとす

d 妨害(Nuisance)なる語は公私の妨害(Public and Private Nuisance)なる語に代るものとす

e 第二十一條の規定は同規定中の召喚なる語を告發なる語に代へ效力を有するものとす

註 本法本章の規定は之に本條の如き些少の修正を加へて一般的に蘇格蘭に適用せらるゝのである。第二章以下の規定も大體に於て之と同様である。

(未完)